

労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）支給申請書（第2回目）の提出について

雇用助成金さっぽろセンター

売上高等により一定の成長性が認められる事業所の事業主が、再就職援助計画等に「特例対象者」と表示がある労働者を期間の定めのない雇用契約により雇入れ、第1回目の支給決定を受けた事業主で、対象者の「毎月決まって支払われる賃金」を2%以上上昇させた場合は「優遇助成（賃金上昇区分）」として第2回目の支給申請ができます。

申請期限を過ぎますと、いかなる場合も申請書の受理はできませんのでご留意願います。

申請期限:対象者を雇入れた日から起算して1年後の日の翌日以降に初めて到来する賃金支払い日の翌日から起算して、2か月以内)

<申請書類>

1	支給申請書
2	対象労働者雇用状況等申立書[第2回申請分]
3	支給要件確認申立書
4	支給申請に係る確認書
5	支給対象労働者名簿
6	第1回支給申請分にかかる支給決定通知書（写）
7	支払方法・受取人住所届（振込先金融機関の通帳の写しを添付してください）

※2対象労働者雇用状況等申立書は、対象労働者ごとに作成が必要です。

※5支給対象労働者名簿については、対象労働者が1名のみ場合は作成不要です。

※事業所控えが必要な場合は、2部作成し提出して下さい。

◎上記申請書類のうち1、2、3、7については厚生労働省のホームページから、4、5については北海道労働局のホームページからダウンロードできます。

様式は添付されているものと同じものを裏面も含めて印刷して利用してください。

<添付書類>

支給対象労働者に支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳等（写）
（雇入れ日以降申請日までに支払いがあった分）

※雇入れ後に初めて到来する賃金支払日から1年経過する日の属する月の賃金支払日の賃金台帳等が含まれていない場合は追加で提出が必要になります。

※必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

- 不正受給防止の観点から、後日の届け出書類の差替えは認められません。
- 代理人が申請を行う場合は委任状が必要となります。

～お問い合わせ・申請書類等提出窓口～

〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎6階北側 TEL:011-788-9152

「雇用助成金さっぽろセンター6階」（北海道労働局職業対策課雇用開発係）